

徳島県告示第三百五十四号

国土地理院長から、次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年五月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測量の種類	測量をする地域	測量をする期間
基本測量（航空重力測量）	徳島県全域	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで